明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（準用規定）

第二十三条の六　第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条の三第一項	第六号様式	第八号様式
第二十条の三第二項	国土交通大臣	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
	国土交通省	地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	内航一般不定期航路事業承継申請書
第二十条の七第一項	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
第二十条の七第二項第一号ホ	使用旅客船	使用船舶（予備船を含む。）

（新設）